

品川区ミニバスケットボール連盟規約

第一章 名 称

第1条 本会は、品川区ミニバスケットボール連盟（以下本連盟）と称する。

第2条 本連盟は、事務局を「会長が指定する所」に置く。

第二章 目 的

第3条 本連盟は、品川区におけるミニバスケットボールの健全な普及・発展を図るとともに、技術の向上と指導者の資質の向上を図ることを目的とする。

第三章 組 織

第4条 本連盟は、品川区内の本連盟の目的に賛同したミニバスケットボールチームをもって組織する。

第四章 登 録

第5条 本連盟に加入しようとするチームは、毎年、年度当初に本連盟に登録しなければならない。

第6条 登録に当たっては、男女または男子のみ、女子のみの登録でもかまわない。

第7条 年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8条 年度途中の加盟は、理事会で、承認されれば認める。

第五章 事 業

第9条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1, 各種競技会の開催

2, ミニバスケットボールに関する講習会と指導者の育成

第10条 その他、本連盟の目的を達成するための事業をおこなう。

第六章 役 員

第11条 本会は、次の役員を置く。

1, 会長 1名 2, 副会長 1名 3, 顧問 若干名 4, 理事長 1名

5, 副理事長 1名 6, 会計 1名 7, 会計監査 2名

第12条 役員は登録チームの理事より理事会において選出し、承認する。

第13条 会長は本連盟を代表する。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第15条 顧問は会長が指名し、理事会の承認を受ける。

第16条 理事長は本連盟の事業を統括する。

第17条 副理事長は補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

第18条 会計は本連盟の財務をあつかう。

第19条 会計監査は本連盟の財務について監査を行う。

第20条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、直ちに補充し、その任期は、前任者の残存期間とする。

第七章 会 議

第21条 本連盟においては、各チームから2名以内の理事によって理事会を組織する。この理事会を本連盟の最高決議機関とし、参事理事の合意によって議決を行う。

第22条 理事会では次のことを決定する。

- 1, 年間計画の作成と承認
- 2, 各種競技会開催要項の作成・承認・運営
- 3, その他本連盟の活動に関すること

第23条 理事会は、理事長が招集し、かつ、会の議長となる。

第八章 会 計

第24条 本連盟の経費は、登録費、参加費等その他の収入をもってこれに充てる。

第25条 本連盟登録チームは、代表者会で決定した、登録費、参加費を納入しなければならない。一旦納入した費用は、理由の如何に関わらず、一切返金しない。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第九章 技術部と競技部

第27条 本連盟内に技術部と競技部を置き、理事が技術部・競技部のいずれかに所属し、理事会で部長を決定する。

第28条 技術部では指導者並びに児童の技術等の講習会の企画・運営にあたる。競技部では各種競技会の企画・運営にあたる。

第29条 その他、必要な事業の企画・運営をそれぞれの部でおこなう。

第十章 賞 罰

第30条 本連盟の規約及び附則等に反する行為のあった者・クラブ、本連盟の名誉を著しく傷つけた者・クラブは、理事会により処分を行う。

第十一章 附 則

第31条 この規約の施行についての細則は、理事会で協議の上決定する。

第32条 この規約は、理事会で出席者の2/3以上の承認を得て改正できる。

第33条 本規約は平成26年4月25日より有効となる。